

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和5年11月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300112 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2300005 号

第 1 結論

昭和 61 年 10 月から昭和 63 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 10 月から昭和 63 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 9 月に会社を退職し、同年 10 月に A 市役所 B 支所（以下「B 支所」という。）で国民年金の加入手続を行い、同支所の窓口で毎月納付書と現金で国民年金保険料を納付していたが、請求期間に係る国民年金の記録は未納となっている。夫が自営業のため私も強制加入しており、届いた納付書を放っておくことはなく、金銭面でも困っていなかったため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金の加入について、「昭和 61 年 9 月に会社を退職し、同年 10 月に B 支所で手続を行った。」と主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録における資格取得処理日、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得年月日等によると、昭和 63 年 5 月頃に A 市で払い出されたと推認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われ、昭和 61 年 10 月に遡って被保険者資格を取得したものと考えられ、請求者の主張する加入手続を行った時期と相違する。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、「B 支所の窓口で毎月納付書と現金で納付した。銀行や郵便局等で納付したことはない。」と主張しているが、昭和 63 年 5 月頃に加入手続が行われるまでは、請求期間は国民年金の未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することができない上、加入手続後において請求期間の保険料は、過年度保険料として社会保険事務所（当時）が発行した納付書を使い、国が指定する銀行、郵便局等で納付する必要があるが、A 市も「B 支所の窓口で過年度保険料を納付することはできなかった。」としていることから、請求者が主張する納付方法では、請求期間の国民年金保険料を納付することはできず、請求期間の国民年金保険料を B 支所の窓口で納付したとは認められない。

さらに、戸籍の附票によると、請求者の住所は昭和 34 年*月から現在まで引き続き A 市にあったことが確認できることから、同市が請求者に複数の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難く、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300125 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2300006 号

第 1 結論

昭和 61 年 4 月から昭和 63 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 4 月から昭和 63 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 3 月に大学を卒業し、同年 4 月に公立学校に就職したが、臨時採用であったため、年金を納めなければならないと両親に勧められて国民年金に加入し、請求期間の保険料を納付したのに、未加入とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間について、「昭和 61 年 4 月頃、国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるところ、請求者は、請求期間に係る年金手帳を所持しておらず、請求期間当時、年金手帳を交付されたかどうか覚えていないとしている。

また、戸籍の附票によると、請求者は、昭和 61 年 3 月 7 日から昭和 63 年 4 月 1 日まで A 町に住所があることから、同町において払い出された国民年金手帳記号番号を確認したところ、請求期間の始期である昭和 61 年 4 月より前の昭和 60 年 11 月頃から請求期間の終期より後の昭和 63 年 4 月頃までの期間における国民年金手帳記号番号払出管理簿には、請求者の氏名は見当たらず、また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、複数の読み方の組合せで氏名検索を行ったが、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、令和 4 年 4 月 1 日に基礎年金番号で初めて国民年金の被保険者資格を取得していることから、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができない期間とな

る。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。